

事 務 連 絡
令和 3 年 10 月 28 日

地 方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、①食品衛生法第 13 条第 1 項の規定に基づき、12 物質の食品中の残留基準値を改正したこと、②上記の変更を受け、農薬取締法に基づく農薬 2 物質の適用拡大のために、農林水産省において変更登録が行われる予定であること、上記 2 点についての周知が依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

獣医事担当：山本

TEL 03-3475-1601